

第1回 平成25年1月17日（木）

- ・互選委員会

第2回 平成25年2月7日（木）

- ・選挙管理委員会および議会事務局から資料に基づき、県議会議員の定数等に係る法令の規定、国政選挙、都道府県議会議員選挙の定数訴訟の事例、各都道府県議会議員の定数及び選挙区の状況、公職選挙法の一部を改正する法律案の動向などについて説明。
- ・過去の選挙区調査特別委員会等における検討結果を確認。【資料2】

第3回 平成25年3月25日（月）

- ・選挙管理委員会および議会事務局から資料に基づき、県内市町議会議員の定数削減状況、各都道府県における選挙区及び定数の見直し状況、三重県の選挙区の任意合区対象選挙区の考え方について説明。
- ・選挙区、定数に係る各会派の意向の確認。

第4回 平成25年6月26日（水）

- ・議会事務局から公職選挙法の改正案について説明。
- ・現行法をベースに改正法も視野に入れて検討を進める。
- ・本委員会の論点について、各会派からの意見をとりまとめて、論点を整理し、正副委員長から各会派へ提示し、次回までに意見を求める。

※論点整理項目

- 〈論点1〉 一票の格差の是正
- 〈論点2〉 総定数の検討
- 〈論点3〉 選挙区の見直し
- 〈論点4〉 一人区の検討
- 〈論点5〉 逆転現象区の是正

第5回 平成25年7月24日（水）

- ・各論点について、各会派からの意見を報告。
- ・各会派からの意見をもとに、今後の議論の方向性を正副委員長で取りまとめて提出。

第6回 平成25年9月6日（金）

- ・議論の方向性について、〈論点1〉を委員会合意として確認。
「一票の格差の是正を基本に、定数の削減や選挙区の見直しの検討を行う」
- ・論点2から5について、各会派で議論し、次回委員会で提示するため、正副委員長のたたき台を提示。

第7回 平成25年10月1日（火）

- ・論点2から5について、各会派からの意見を提示。
- ・最新の住民基本台帳の数値に基づいた定数配分の資料を作成し、各会派に配布した上で、1票の格差は正に向けての各会派案を次回の委員会で提示。

第8回 平成25年10月28日（月）

- ・自民みらい以外の会派から案を提示。自民みらいより、本日の議論を会派に持ち帰り再度議論するとの申し出あり。次回に案を提示予定。・いずれにしても12月に中間案を提出することで議論をすすめることで合意。

第9回 平成25年11月8日（金）

- ・自民みらいより案を提示。
- ・次回正副委員長案を提示し議論することで了承。

第10回 平成25年11月22日（金）

- ・公職選挙法の改正の動きがあったため、改正案を説明し、正副委員長案の提示はせず。（公職選挙法の改正は12月4日に可決成立）
- ・次回、改正法をふまえた上での各会派の案を再度提示することで了承。

第11回 平成25年12月2日（月）

- ・改正公職選挙法に基づいた各会派案の提示。
- ・次回正副委員長案を提示することで了承。

第12回 平成25年12月16日（月）

・正副委員長案を提示。[資料3]

尾鷲市・北牟婁郡選挙区（定数2）+熊野市・南牟婁郡（定数2）定数4人→定数3人

鳥羽市選挙区（定数1）+志摩市選挙区（定数2）定数3人→定数3人

伊勢市選挙区（定数4）定数4人→定数3人

総定数51人→49人 一票の格差2.10

第13回 平成25年12月18日（水）

- ・正副委員長案に対する各会派意見報告。
- ・正副議長へ経過報告と今後の進め方について相談することでした了承。

第14回 平成25年12月20日（金）

- ・正副議長への報告・相談結果の報告、正副委員長案に対する各会派意見。
- ・次回、再度の正副委員長案を提示することで了承。

第15回 平成25年12月24日（火）

- ・正副委員長案を再提示。 資料4

尾鷲市・北牟婁郡選挙区（定数2）定数2人→定数1人

熊野市・南牟婁郡（定数2）定数2人→定数1人

鳥羽市選挙区（定数1）+志摩市選挙区（定数2）定数3人→定数2人

度会郡選挙区（定数2）定数2人→定数1人

多気郡選挙区（定数2）定数2人→定数1人

伊勢市選挙区（定数4）定数4人→定数3人

・総定数51人→45人 一票の格差1.60

平成27年5月1日以降の一般選挙から適用

第16回 平成25年12月25日（水）

- ・正副委員長案に対する各会派意見報告。
- ・正副委員長案を中間案として、パブリックコメント実施について了承。

第17回 平成26年2月25日（火）

- ・パブリックコメントの結果報告。 資料5

（意見募集期間：H26.1.14～H26.2.13、意見提出者数：382人）

- ・各会派へ持ち帰り。

第18回 平成26年2月28日（金）

- ・パブリックコメントの結果について委員間討議。
- ・各会派へ持ち帰り。

第19回 平成26年4月10日（金）

- ・パブリックコメントの結果について、各会派の意見報告。
- ・次回、パブリックコメントに対する委員会の回答の正副委員長案提示することで了承。

第20回 平成26年4月18日（金）

- ・パブリックコメントに対する委員会の回答の正副委員長案提示。
- ・中間案を最終案として進めることで了承。

第21回 平成26年4月25日（金）

- ・パブリックコメントに対する委員会の回答の正副委員長修正案提示→了承

資料6

- ・選挙区及び定数の見直し最終案提示→賛成多数で決定

- ・条例改正案提示→賛成多数で決定

- ・全員協議会開催を申し入れ、次回開催は全員協議会終了後とする。

【全員協議会 平成26年5月9日（金）】**資料7**

第22回 平成26年5月9日（金）

- ・全員協議会の結果を受けて、条例改正案を委員会提出議案とすることについて採決→賛成多数
- ・委員長報告の附帯事項について、正副委員長一任

【本会議 平成26年5月16日（金）】**資料8**

過去の選挙区調査特別委員会等における 委員長報告及び検討結果

参考 三重県議会の議員定数の流れ

◆平成 2年 3月

P 1

人口増で名張市選挙区の定数を1名増とした条例改正を行う。
議員の定数は 55 人

◆平成 10年 3月

P 3

選挙区及び各選挙区の定数は現行のとおりとすることを決定した。条例改正なし。
議員の定数は 55 人据え置き

平成 11 年選挙まで定数 55 人

◆平成 12年 3月

P 4

津市、四日市市、松阪市・飯南郡、鈴鹿市の各選挙区が1名減の条例改正を行う。
議員の定数は 51 人

平成 15 年 4 月 13 日選挙 定数 51 人

◆平成 18年 2月

P 5

市町村合併に伴い、選挙区は24選挙区→17選挙区に再編する条例改正を行う。
議員の定数は 51 人据え置き

平成 19 年 4 月 8 日選挙 定数 51 人

◆平成 21年 12月

P 7

議員定数等検討会議で検討した結果、平成23年4月の統一地方選挙は、選挙区及び各選挙区の定数は現行のとおりとすることを決定した。条例改正なし。

平成 23 年 4 月 10 日選挙 定数 51 人

◆平成 26年 5月

P 11

一票の格差是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しを行い、選挙区は17選挙区→16選挙区、定数は51人→45人とする条例改正を行うが、適用は平成27年5月以降。

平成 27 年 4 月 12 日選挙 定数 51 人

選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成2年3月）

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、県議会議員の選挙区及び定数について調査検討するため、昨年9月の第3回定例会において設置され、以来、6回にわたり委員会を開催し、この間、法令及び他府県の状況等について当局から説明を求めるとともに、昭和60年国勢調査及びその後の人口の推移をもとに慎重に検討を重ねてまいりましたが、去る3月12日の委員会をもってその調査を終了いたしましたので、御報告いたします。

まず、現行の本県議会議員の定数ですが、昭和60年国勢調査人口で算定されており、地方自治法第90条に基づく法定数は56名となります。条例では2名を減少して、議員定数は54名であります。

また、選挙区ごとの議員定数は、この54名をもとに定められておりますが、名張市選挙区と多気郡選挙区との間において、いわゆる逆転現象が生じている状況にあります。

昭和60年国勢調査による名張市選挙区の人口は5万6474人であり、また、多気郡選挙区の人口は4万9880人で、両選挙区の議員1人当たり人口の格差は2.26倍となっております。

本年10月に実施される国勢調査による人口の確定は明年になることから、昭和60年国勢調査以降の人口の増減を加味した、昨年10月1日現在の推計人口を参考にして検討をいたしましたが、この推計人口によりますと、名張市選挙区は6万5420人であり、多気郡選挙区は4万9918人で、その格差はさらに広がる状況であります。

このようなことから、明年4月の県議会議員の一般選挙を控え、両選挙区の格差是正の問題及び総定数の取り扱いについて論議が集中いたしました。

まず、名張市選挙区ですが、昭和60年国勢調査以降も人口が急増していることから、議員定数をこのまま据え置くことは、多気郡選挙区以外の選挙区との間においても逆転現象が予想され、投票の価値に大きな不平等が生ずることとなります。

一方、多気郡選挙区ですが、昭和60年国勢調査以降も人口が減少しておらず、また、同選挙区が5カ町村で構成され、伊勢湾から大台山系に至る広大な面積を有し、さらに今後も、高速道路の開通、中核工業団地の開発等中南勢の開発に伴い、人口の増加とともに行政需要も広範多岐にわたることが十分予想されることから、議員定数については総合的な見地から判断する必要があります。

次に、総定数の問題ですが、先ほども申し述べましたとおり、本県の法定数は56名でありますが、条例で2名を減少して54名といたしております。

総定数を増員することは、諸般の事情から慎重にならざるを得ませんが、推計人口から見て本年10月の国勢調査では、法定数は57名になることが予測される状況にあり、また、名張市選挙区及び多気郡選挙区の実態から見て、さらに県民の声を広く県政に反映させるためには、行政改革を進めていく中にあっても、総定数の増員も考慮する必要があります。

当委員会といたしましては、以上申し述べましたことを慎重に検討し、本県議会議員の定数を1名増員して55名とし、名張市選挙区の定数を1名増員して2名にするとともに、多気郡選挙区及びその他の選挙区の定数は現行どおりとすることを、全会一致をもって決

定いたしました。

なお、こうした議員定数の是正等については、長期的な展望に立って、人口の推移、社会情勢の動向等を見きわめながら慎重に検討することが大切であるとの意見が出されていましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成10年3月）

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、県議会議員の選挙区及び定数について調査検討するため、昨年10月の第3回定例会において設置され、以来5回にわたり委員会を開催し、法令及び他都道府県の状況等について当局から説明を求めるとともに、慎重に検討を重ねてまいりましたが、去る3月18日の委員会をもってその調査を終了いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、現行の本県議会議員の定数ですが、平成2年の国勢調査人口で算定されており、地方自治法第90条に基づく法定数は57名となっておりますが、条例では2名を減少して、議員定数55名であります。また、平成7年の国勢調査人口で算定しますと、法定数は58名となります。

この件について委員会では、法定数が増員となったとしても、条例定数を増やすことについては諸般の実情から見て否定的な意見が述べられ、現行条例定数55名を据え置くべきではとの意見が大勢を占めました。

次に、選挙区ごとの議員定数については、人口比のみで判断を下すと、南北に長い三重県における地域間の均衡を失すこととなり、広く県民の意見を聞くという意味においては、むしろ過疎地域に対して手厚い配慮が必要であるとの意見があり、人口比以外の多面的な要素についても考慮し、慎重に議論を重ねた結果、現行定数を据え置くとの結論を得ました。

こうした議員定数のは正等につきましては、今後の人口の推移を見きわめ、長期的な展望に立って慎重に検討を重ねるべきであり、次の県議会議員選挙後直ちに委員会を設置して検討に着手するということで当委員会は合意をいたしました。

したがって、今回の調査結果といましましては、県議会議員の定数並びに各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成7年国勢調査により算定される法定数58名に対して、条例では3名を減じ55名に据え置くとの決定に至りました。

以上、御報告申し上げます。

選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成12年3月）

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、平成9年度の選挙区調査特別委員会における県議会議員選挙後直ちに委員会を設置して、検討に着手するという合意を受け、平成11年5月の臨時会で設置され、以来、7回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他府県の状況等について当局から説明を求めるとともに、県議会議員の選挙区及び定数について総合的に調査検討を行ってまいりましたが、去る3月8日の委員会をもってその調査を終了いたしましたのでご報告いたします。

まず、本県議会議員の地方自治法第90条第1項に基づく法定定数は、平成7年の国勢調査人口で算定すると58人となります。現行の議員定数は条例で3人を減じて、55人であります。

議員の選挙区及び定数については、何人の定数削減を行うのか、また、人口比例の原則によるのか、それとも地域間の均衡をも考慮するのか、さらには選挙区の見直しを行うのかといった多くの課題の審議を行いました。

まず、議員定数につきましては、時代の変革の中で全国の市町村議会や道府県議会、さらには、国会等におきましても定数の削減が行われている状況であります。

情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、三重県議会におきましては、自ら率先して議員の定数削減に取り組み、その姿勢を示すべきであるとの判断のもとに、議員定数を現行の55人を4人減の51人とし、次の一般選挙から適用するとの結論に達しました。

また、選挙区の見直しについては、地方分権が進む中、近い将来において市町村合併の推進が予想されるため、今回の定数削減にあたっては、合区等の選挙区の変更は行わず、選挙区は現行のとおりといたしました。

各選挙区において選挙すべき議員の数については、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部においては、市議会機能等の充実により住民の意見等が、より迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあること、また、構成市町村数が複数或いは面積が広大な選挙区においては多様な住民の意見等を県、国の施策に反映させることが難しいという特殊性等を考慮いたしまして、人口の多い市からなる選挙区を中心に削減するものといたしました。

また、議員定数の配分にあたっては、地方自治法に規定された人口比例の原則及び従来からの地方議会議員選挙定数訴訟判決から判断し、現在の一票の最大較差2.07倍を越えないこととし、「津市選挙区の5人を4人」に、「四日市市選挙区の8人を7人」に、「松阪市・飯南郡選挙区の4人を3人」に、「鈴鹿市選挙区の5人を4人」に改めることといたしました。

なお、今後、市町村合併が進んだ場合には、その時点におきまして、状況を十分勘案し、また、国勢調査の結果等を踏まえさらに県議会議員定数の削減を行うことを付帯事項として決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成18年2月）

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、平成17年第1回定例会で設置され、以来13回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他都道府県の状況等について当局からの説明を求めるとともに、県議会議員の定数、選挙区等について総合的に調査検討を行ってまいりましたが、平成17年12月22日の委員会をもってその調査を終了いたしましたので、ご報告いたします。

三重県議会議員の定数、選挙区等を検討するに当たっては、一つ目に、平成12年国勢調査を基本としつつ、平成17年国勢調査の速報値を参考にするものとすること、二つ目に、県内各選挙区間における一票の格差を考慮するものとすること、三つ目に、前回の条例改正時に定数削減を実施した伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部の選挙区については、当時の意思を尊重し、定数を据え置くものとすること、以上三つの方針の下に県内各選挙区について個別に検討することとしました。

次に、上記の方針の下に各選挙区について個別に検討を行った結果、まず、尾鷲市及び北牟婁郡並びに熊野市及び南牟婁郡については、一票の格差を考慮してそれぞれ合区の上定数を減員すべきとの意見もありましたが、これらの区域はその面積が広大であり、かつ、地域の活性化に向けて重点的な取組が行われていることから、多様な住民の意見を県及び国の施策に反映させることが特に重要であることを考慮し、これらの地域の定数については減じないものとし、合区するにとどめるものとすることといたしました。

二つ目に、津市に係る選挙区については、激変緩和のために衆議院議員の選挙区の区割りに従い分区すべきとの意見もありましたが、新市の一体性及び県民の一般的な感情に照らし合わせば選挙区を区割りすることに合理的な必要性を見出すことが困難であることから、分区しないものとすることといたしました。

三つ目に、員弁郡に係る選挙区については、同郡に係る合併の方向性が確定するまでは同郡を一つの選挙区とするべきとの意見もありましたが、いなべ市に係る区域と合わせて長年一つの選挙区であった歴史的な経緯を考慮し、いなべ市と員弁郡とを合区するものとすることといたしました。

四つ目に、桑名郡に係る選挙区については、合併に伴い同郡の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しなくなったことから、隣接する桑名市と合わせて強制合区とすることといたしました。

五つ目に、三重県議会議員の定数削減率は全国で7番目であり、他都道府県と比較しても上位にあることから、総定数については据え置くものといたしました。

以上の検討の結果、お手元に配付いたしました別紙のとおり選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改定すべきとの結論に達しましたことを報告いたします。

なお、今回の検討においては、県内各選挙区間における一票の格差と地域間の均衡とを考慮の上結果を導き出しましたが、次回以降の検討においても、引き続き公職選挙法に定められた原則である一票の格差の是正に努められることを期待するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

(別 紙)

選 挙 区		選挙すべき議員の数
名 称	区 域	
津市選挙区	津市	7人
四日市市選挙区	四日市市	7人
伊勢市選挙区	伊勢市	4人
松阪市選挙区	松阪市	4人
桑名市・桑名郡選挙区	桑名市 桑名郡	4人
鈴鹿市選挙区	鈴鹿市	4人
名張市選挙区	名張市	2人
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	2人
亀山市選挙区	亀山市	1人
鳥羽市選挙区	鳥羽市	1人
熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	2人
いなべ市・員弁郡選挙区	いなべ市 員弁郡	2人
志摩市選挙区	志摩市	2人
伊賀市選挙区	伊賀市	3人
三重郡選挙区	三重郡	2人
多気郡選挙区	多気郡	2人
度会郡選挙区	度会郡	2人

議員定数等検討会議 検討結果報告書（平成21年12月）

1 検討の経過

議員定数等検討会議（以下「検討会議」という。）は、平成21年6月に、次の一般選挙における三重県議会議員選挙の議員定数及び選挙区のあり方について、協議又は調整を行うことを目的として設置された。

検討会議では、法令、他府県の状況等について調査を行うとともに、本県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に検討を行った。

検討会議の開催状況は次のとおりである。

第1回	平成21年 7月16日 (木)
第2回	平成21年 8月 3日 (月)
第3回	平成21年 9月28日 (月)
第4回	平成21年10月16日 (金)
第5回	平成21年12月 1日 (火)
第6回	平成21年12月14日 (月)

2 現行選挙区の現状と問題点

本県議会議員選挙の議員定数及び選挙区については、過去においても議会内に、選挙区調査特別委員会を設置して検討が行われてきた。前回（平成18年2月）及び前々回（平成12年3月）の特別委員会の委員長報告では、次のとおり定数の削減や一票の格差の是正について述べられている。

◆平成12年3月 選挙区調査特別委員会委員長報告

「今後、市町村合併が進んだ場合には、その時点におきまして、状況を十分勘案し、また、国勢調査の結果等を踏まえ、さらに県議会議員定数の削減を行うことを附帯事項として決定いたしました。」

◆平成18年2月 選挙区調査特別委員会委員長報告

「次回以降の検討においても、引き続き公職選挙法に定められた原則である一票の格差の是正に努められることを期待するものであります。」

検討会議では、平成12年及び平成18年の特別委員会委員長報告での意見及び選挙区を取り巻く状況の変化を踏まえ、議員の定数、一票の格差、一人区、地域の特殊性の4点の課題を抽出したうえで議論を行った。

(1) 定 数

現在、本県議会議員の法定上限数は58人で、議員定数は平成15年4月実施の本県議会議員一般選挙の際に4人減員し、51人である。減数率は12.07%で、全国では第

16位となっている。(平成21年10月1日現在調査)

また、地方財政が厳しいなか、全国的に議員定数は減員の傾向にある。

上記を勘案し、現行定数51人が三重県内各地域の民意を県政に反映するうえで適当な人数か、検討する必要がある。

(2) 一票の格差

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区と最も多い選挙区の格差は、現行の選挙区・定数を維持すると、前回選挙と比較して次のとおり2.07倍から2.34倍に広がる。

◆平成19年4月選挙【平成12年国勢調査による人口、議員定数51】格差2.07倍

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区：尾鷲市・北牟婁郡選挙区

議員一人当たりの人口が最も多い選挙区：亀山市選挙区

◆平成23年4月選挙(予定)【平成17年国勢調査による人口、議員定数51】格差2.34倍

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区：尾鷲市・北牟婁郡選挙区

議員一人当たりの人口が最も多い選挙区：亀山市選挙区

(3) 一人区

現在、亀山市選挙区と鳥羽市選挙区の2つの一人区が存在する。

一人区は、投票において当選に結びつかない「死票」が多くなり、少数意見を反映しにくいという考え方がある。

(4) 地域の特殊性

現在、議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区と、次いで少ない熊野市・南牟婁郡選挙区の定数はそれぞれ2人である。

これは、公職選挙法第15条第8項で、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」とされていることによるものである。

東紀州地域は、その面積が広大で、かつ遠方にあり、地域の活性化に向けて重点的な取組が行われていることから、多様な住民の意思を県及び国の施策に反映させることができ特に重要であるので、選挙区及び定数の検討に当たり、地域の特殊性を考慮する必要がある。

3 課題に対する検討内容

(1) 定 数

議員定数については、多様な民意が適正に反映されること等を考慮のうえ、地方自治法に基づき、条例で定められるものであるが、現下の厳しい社会経済情勢の下での議員の定数増は、県民の理解を得られる可能性は極めて低いと考えられる。

また、現在の定数51人は、法定上限数に対して議員定数減数率12.07%で、全国第

16位であり、概ね妥当な水準にあると考えられる。

(2) 一票の格差

一票の格差を是正する方法として、選挙区定数の増減及び選挙区の合区が考えられる。公職選挙法上、任意合区が可能な郡市は、人口が36,607人（平成17年国勢調査における三重県の人口を定数51人で除した議員一人当たりの人口）未満の郡・市である熊野市、鳥羽市、尾鷲市、北牟婁郡、南牟婁郡、員弁郡と、郡の区域が他の郡市の区域により分断される三重郡である。

一票の格差を是正するため、現行の選挙制度において考えられる以下の方策について検討した。

- ① 議員一人当たりの人口が第1位の亀山市選挙区は、公職選挙法の規定により合区できない。
- ② 議員一人当たりの人口が最も少ない尾鷲市・北牟婁郡選挙区と次に少ない熊野市・南牟婁郡選挙区を合区し1人減員して定数3人にし、議員一人当たりの人口が第1位の亀山市選挙区の定数を1人増員した場合、格差は2.09倍に縮小する。このことにより、合区した東紀州地域の選挙区の面積は 991.74 km^2 になり、県内で最も広大な選挙区になる。なお、次いで広大な選挙区は、津市選挙区 710.81 km^2 である。

また、亀山市選挙区の議員一人当たりの人口は、第1位から第15位になり、鳥羽市選挙区に次いで少なくなってしまう。

- ③ 尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区のそれぞれから1人減員し定数1人にし、議員一人当たりの人口が第1位の亀山市選挙区と第2位の鈴鹿市選挙区の定数をそれぞれ1人増員した場合、格差は1.90倍に縮小する。このことにより、議員一人当たりの人口は、熊野市・南牟婁郡選挙区は第16位から第1位、尾鷲市・北牟婁郡選挙区は第17位から第4位となり、四日市市選挙区（第2位）、松阪市選挙区（第3位）といった都市部の選挙区と上位を占めることになる。

また、東紀州地域のそれぞれの選挙区が一人区となる。

(3) 一人区

一人区の解消に向け、以下の方策について検討した。

- ① 亀山市選挙区の定数を増員することは可能であるが、総定数の増につながることや一票の格差の大幅な是正には結びつかないという問題がある。
- ② 鳥羽市選挙区の合区は、合区先を志摩市とするか伊勢市とするかの選択肢はあるが、市町村合併の動きもなく、合区する新たな理由がない。

(4) 地域の特殊性

東紀州地域の2つの選挙区は、人口に比して広大な面積を有し、遠方のため移動に多くの時間を要し、また、多くの県政の重要課題を抱えており、県民の声を県政に反映させるために地域の特殊性を十分考慮すべき地域と考えられる。

また、鳥羽市選挙区も離島を抱え、地域の特殊性を十分考慮すべき地域と考えられる。

4 検討の結果

上記のとおり、現行の選挙制度において可能な方策は限られていることもあり、検討の結果、定数、一票の格差、一人区、地域の特殊性等の課題の抜本的な解決につながる手法を導き出すことはできなかった。

また、これまでの都道府県議会議員選挙区定数に係る主な最高裁判決によると、一票の格差が概ね3倍を超えない範囲は違法とは判断されていない。

以上により、平成23年春に予定される三重県議会議員一般選挙では、総定数については据え置くこととし、合区等の選挙区の変更は行わず、選挙区及び各選挙区の定数は現行のとおりとすることが妥当であると考える。

5 次回選挙後の検討事項

次の一般選挙における選挙区及び定数については、現行のとおりとするが、今後の国勢調査による人口の変動や公職選挙法改正の動きに伴い、以下の3点については、次回選挙後に検討を行うことを附帯事項とする。

(1) 今後とも人口の変動や高速道路の建設などによる地域の状況の変化等を考慮しつつ、民意を適正に反映させる観点で、定数削減・一票の格差の是正などについて引き続き検討すること。

(2) 現在、全国都道府県議会議長会では、都道府県議会議員の選挙区について、「都市の区域による」としている公職選挙法の規定（15条）を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにしたうえで、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう総務省に対して要請している。今後、このような動きを受け、公職選挙法の関係規定が改正された場合は、必要に応じ検討すること。

(3) 都道府県議会議員選挙の選挙区の定数配分について、人口要件に加えて、地域の特殊性等を反映するために、基準財政需要額を基に配分する方式が提案されているので、今後の検討課題とすること。

選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成26年5月）

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

【I 委員会の調査経過】

(委員会の設置と検討状況)

当委員会は、平成25年1月17日に設置されて以来、22回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他府県の状況等について当局から説明を求め調査を行うとともに、本年1月14日から2月13日までの1ヶ月間「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し(中間案)」についてのパブリックコメントを実施し広く県民のみなさんから意見を聴取するなど、三重県議会議員の選挙区及び定数について総合的に調査検討を重ねてまいりました。

去る5月9日開催の当委員会において最終案をとりまとめ、調査を終了いたしましたので、御報告いたします。

当委員会においては、過去に行われた選挙区調査特別委員会や議員定数等検討会議における委員長報告等の附帯事項を踏まえ、一票の格差の是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しの検討を行うことを委員会の合意事項とし、議員の総定数、選挙区人口と定数の逆転現象区、任意合区対象区、一人区、公職選挙法第15条第8項のただし書の適用など多くの課題について調査検討を行いました。

(これまでの議員定数及び選挙区の経過)

まず、本県議会議員の総定数については、平成12年3月の選挙区調査特別委員会において、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化するなか、県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととして議員定数の見直しを行いました。

同年3月の条例改正で議員定数を55人から51人に削減し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区（四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市・飯南郡）から1人ずつ削減を行いましたが、その際には、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題があるこれらの地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず据え置いており、その後、平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果においても、当該地域の選挙区定数を据え置いてきた経緯がございます。

次に、選挙区の区域については、いわゆる平成の大合併により県内の市町村において合併が行われたため、平成18年3月の条例改正で、24選挙区を17選挙区に変更し、平成19年4月の一般選挙から適用して現在に至っております。

(改正公職選挙法の検討)

なお、平成25年12月の公職選挙法の改正により、郡を単位とする選挙区は、郡の区域にかかわらず、町村単位の選挙区設定や合区が可能となるとともに、町村は配当基数にかかわらず、隣接市町村と自由に合区が可能となるなど制度が大幅に改正されました。

この改正規定に基づく選挙区の区域の見直しについては、県民の皆様の理解を得るために

の周知期間を十分確保する必要があり、今回の改正では見送ることとしたところです。

【Ⅱ 検討結果の内容】

(議員一人当たり人口が最大選挙区の検討)

まず、一票の格差是正を図るために、議員一人当たり人口の最も多い亀山市選挙区について検討を行いました。

県の総人口が減少傾向にあるなか、現在の社会情勢や厳しい県財政状況の下での現行議員定数(51人)の増加については、県民の理解を得ることは難しいとの結論に達しました。議員総定数を増加せずに一票の格差是正を図るには、隣接する選挙区との合区又は選挙区定数の増加を考えられますが、隣接選挙区との合区については、定数1人の亀山市選挙区人口(51,023人)が議員定数51人による議員一人当たり人口(36,367人)を上回っているため、公職選挙法の規定により合区することができないこと、また亀山市選挙区の定数を1人増加したとしても、次いで議員一人当たり人口が多い鈴鹿市選挙区(49,823人)があるため、抜本的な一票の格差是正にはつながらないことから、亀山市選挙区の定数1人は現行どおり据え置くことといたしました。

(定数削減等の対象選挙区の検討)

次に、議員一人当たり人口の少ない選挙区について検討を行いました。

県の総人口が減少するなか、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し議員一人当たり人口の少ない選挙区について定数削減等を行う必要があるとの結論に達しました。

これらの選挙区については、離島を抱える地域や過疎、高齢化、防災等の課題が多い地域ですが、このような特別な事情を考慮してもなお一票の格差是正が必要と判断されるため、定数削減等を行うことといたしました。

まず、一票の格差が大きく逆転現象区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区(格差2.64)及び熊野市・南牟婁郡選挙区(格差2.49)については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。

次に、定数1人の鳥羽市選挙区(人口21,435人:格差2.38)については、議員定数51人による議員一人当たり人口(36,367人)を下回る任意合区対象選挙区でもあり、一票の格差の是正を図るために現状のままでは格差の是正は行えないことから、隣接する選挙区との合区が必要であり、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区(定数2人)との合区をしたうえで定数を1人削減し、定数2人といたしました。

次に、一票の格差が大きく逆転現象区である多気郡選挙区(格差2.1)及び度会郡選挙区(格差2.1)については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。

これらの改正によって、一人区が新たに4選挙区増加することになりますが、選挙区の設定にあたっては、県民の多様な民意を的確に議会に反映するため、できる限り一人区の設置は避け、合区を行うことにより議員定数を複数とすべきではとの意見もある一方で、地域の声を拾い上げるために、できるだけ面積の小さな選挙区を設置すべきではとの意見も出され議論が行われました。

その結果、今回の定数見直し対象選挙区はそれが広大な面積を有し、現行の選挙区面積が最大である津市選挙区(710km²)より大きい選挙区の設置は控えるべきであるとし、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区については、隣接する選挙区との合区は行わないこととしたしました。

次に伊勢市選挙区について検討を行いました。

平成12年3月に行われた定数見直しにより伊勢湾岸の都市形成の進んでいる県内市部においては、市議会機能の充実により、住民の意見等がより迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあるとして、人口の多い市の選挙区の定数を削減した経緯がありますが、その際に伊勢市選挙区(定数3人)は、度会郡選挙区(定数3人)との均衡も考慮し定数を据え置いたことから、このことを踏まえ、今回、伊勢市選挙区の定数4人を1人削減し、定数3人としたしました。

(施行期日)

これらの改正内容については、定数の削減や合区の対象となっている選挙区の県民への十分な周知と理解をいただく期間が必要であることから、次回の一般選挙(平成27年4月選挙予定)ではなく平成27年5月以降の一般選挙(次々回選挙)から適用することとしたしました。

以上の結果、改正後の選挙区において選挙すべき議員の数は別紙のとおりとなります。

【III まとめ】

なお、今回の改正については、次々回の選挙において一票の格差の是正を図ることを明示するため、これらの改正内容について、選挙区及び定数を定めた条例の本則に盛り込むこととしたところであり、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」という議会基本条例第6条の2の規定に基づき、今後の国勢調査の結果等これらの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員の下でも引き続いて一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の検証等を行っていく必要があること。

また県議会議員は、各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、すべての議員が県の課題であることを十分に認識し、自身の資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと。

これらふたつの事項を委員会の附帯事項として決定したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

(別紙)

選　　挙　　区		選挙すべき議員の数
名　　称	区　　域	
津市選挙区	津市	7人
四日市市選挙区	四日市市	7人
伊勢市選挙区	伊勢市	3人
松阪市選挙区	松阪市	4人
桑名市・桑名郡選挙区	桑名市 桑名郡	4人
鈴鹿市選挙区	鈴鹿市	4人
名張市選挙区	名張市	2人
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	1人
亀山市選挙区	亀山市	1人
鳥羽市・志摩市選挙区	鳥羽市 志摩市	2人
熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	1人
いなべ市・員弁郡選挙区	いなべ市 員弁郡	2人
伊賀市選挙区	伊賀市	3人
三重郡選挙区	三重郡	2人
多気郡選挙区	多気郡	1人
度会郡選挙区	度会郡	1人

正副委員長(案)

資料3

- (1) 尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数2人)と熊野市・南牟婁郡選挙区(定数2人)を合区して定数4人から1人減の定数3人とする
 (2) 鳥羽市選挙区(定数1人)と志摩市選挙区(定数2人)を合区し定数3人とする
 (3) 伊勢市選挙区(定数4人)を1人減の定数3人とする

総定数51人から2人減の49人とする

			H22年国勢調査<現行定数 51人>					《尾鷲市・北牟婁郡+熊野市・南牟婁郡(定数3人)、志摩市+鳥羽市(定数3人)、伊勢市(定数3人) 総定数49人》												
	選挙区	区域	人口(人) H22年国勢調査	現行定数	人口／定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	面積(国土地理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積／定数)	人口(人) H22年国勢調査	定数49の 配当基數	配当基數 整 数	配当基數 順 位	人口割 実定数	定数増減	定数 49人	人口／定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	面積(国土地理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積／定数)	
1	津市	津市	285,746	7	40,821	1.25	710.81	101.54	285,746	7.549	7	⑤	8	-1	7	40,821	1.25	710.81	101.54	
2	四日市市	四日市市	307,766	7	43,967	1.16	205.53	29.36	307,766	8.131	8		8	-1	7	43,967	1.16	205.53	29.36	
3	伊勢市	伊勢市	130,271	4	32,568	1.567	208.53	52.13	130,271	3.442	3	⑥	4	-1	3	43,424	1.18	208.53	69.51	
4	松阪市	松阪市	168,017	4	42,004	1.21	623.77	155.94	168,017	4.439	4		4		4	42,004	1.21	623.77	155.94	
5	桑名市・桑名郡	桑名市	140,290			136.61			140,290								136.61			
		木曽岬町	6,855			15.72			6,855								15.72			
		計	147,145	4	36,786	1.39	152.33	38.08	147,145	3.887	3	①	4		4	36,786	1.39	152.33	38.08	
6	鈴鹿市	鈴鹿市	199,293	4	49,823	1.02	194.67	48.67	199,293	5.265	5		5	-1	4	49,823	1.02	194.67	48.67	
7	名張市	名張市	80,284	2	40,142	1.27	129.76	64.88	80,284	2.121	2		2		2	40,142	1.27	129.76	64.88	
8	尾鷲市・北牟婁郡	尾鷲市	20,033			193.16			20,033								193.16			
		紀北町	18,611			257.01			18,611								257.01			
		小計	38,644	2	19,322	2.64	450.17	225.085	38,644								450.17			
8	熊野市・南牟婁郡	熊野市	19,662			373.63			19,662								373.63			
		御浜町	9,376			88.28			9,376								88.28			
		紀宝町	11,896			79.66			11,896								79.66			
8		小計	40,934	2	20,467	2.49	541.57	270.785	40,934								541.57			
		計							79,578	2.102	2		2	+1	3	26,526	1.92	991.74	330.58	
9	亀山市	亀山市	51,023	1	51,023	—	190.91	190.91	51,023	1.348	1		1		1	51,023	—	190.91	190.91	
10	鳥羽市	鳥羽市	21,435	1	21,435	2.38	107.99	107.99	21,435								107.99			
		志摩市	54,694	2	27,347	1.87	179.72	89.86	54,694								179.72			
		計							76,129	2.011	2		2	+1	3	25,376	2.01	287.71	95.90	
11	いなべ市・員弁郡	いなべ市	45,684			219.58			45,684								219.58			
		東員町	25,661			22.66			25,661								22.66			
		計	71,345	2	35,673	1.43	242.24	121.12	71,345	1.885	1	②	2		2	35,673	1.43	242.24	121.12	
12	伊賀市	伊賀市	97,207	3	32,402	1.575	558.17	186.06	97,207	2.568	2	④	3		3	32,402	1.57	558.17	186.06	
13	三重郡	菰野町	39,978			106.89			39,978								106.89			
		朝日町	9,626			5.99			9,626								5.99			
		川越町	14,003			8.71			14,003								8.71			
14	多気郡	計	63,607	2	31,804	1.60	121.59	60.80	63,607	1.680	1	③	2		2	31,804	1.60	121.59	60.80	
		多気町	15,438			103.17			15,438								103.17			
		明和町	22,833			40.92			22,833								40.92			
14		大台町	10,416			362.94			10,416								362.94			
		計	48,687	2	24,344	2.096	507.03	253.52	48,687	1.286	1		1	+1	2	24,344	2.096	507.03	253.52	
		玉城町	15,297			40.94			15,297								40.94			
15	度会郡	度会町	8,692			134.97			8,692								134.97			
		大紀町	9,846			233.54			9,846								233.54			
		南伊勢町	14,791			242.98			14,791								242.98			
15		計	48,626	2	24,313	2.099	652.43	326.22	48,626	1.285	1		1	+1	2	24,313	2.099	652.43	326.22	
		議員一人当たり人口				36,367										37,852				
		同上の1/2の人口				18,184										18,926				
人口／定数 の差			亀山市		尾鷲市・北牟婁郡		2.64		亀山市							度会郡		2.10		
			51,023		19,322				51,023							24,313				

正副委員長(再提出案)

資料 4

- (1)尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
- (2)熊野市・南牟婁郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
- (3)鳥羽市選挙区(定数1人)と志摩市選挙区(定数2人)を合区し1人減の定数2人とする
- (4)度会郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
- (5)多気郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
- (6)伊勢市選挙区(定数4人)から1人減の定数3人とする

総定数51人から6人減の45人とする

以上の改正内容は平成27年5月1日以降の一般選挙から適用することとし、平成26年定例会2月定例月会議に条例改正案を提出することとする。

			H22年国勢調査<現行定数 51人>							《尾鷲市・北牟婁郡(定数1人)、熊野市・南牟婁郡(定数1人)、鳥羽市・志摩市(定数2人)、度会郡(定数1人)、多気郡(定数1人)、伊勢市(定数3人) 総定数45人》									
選挙区	区域	人口(人) H22年国勢調査	現行 定数	人口/定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	面積(國土地 理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積/定数)	人口(人) H22年国勢調査	定数45の 配当基數	配當基數 整	配當基數 順	人口割 実定数	定数增減	定数 45人	人口/定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	面積(國土地 理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積/定数)	
1 津市	津市	285,746	7	40,821	1.25	710.81	101.54	285,746	6,933	6	④	7		7	40,821	1.25	710.81	101.54	
2 四日市市	四日市市	307,766	7	43,967	1.16	205.53	29.36	307,766	7,467	7		7		7	43,967	1.16	205.53	29.36	
3 伊勢市	伊勢市	130,271	4	32,568	1.567	208.53	52.13	130,271	3,161	3		3		3	43,424	1.17	208.53	69.51	
4 松阪市	松阪市	168,017	4	42,004	1.21	623.77	155.94	168,017	4,076	4		4		4	42,004	1.21	623.77	155.94	
5 桑名市・桑名郡	桑名市	140,290				136.61		140,290								136.61			
	木曾岬町	6,855				15.72		6,855								15.72			
	計	147,145	4	36,786	1.39	152.33	38.08	147,145	3,570	3	⑧	4		4	36,786	1.39	152.33	38.08	
6 鈴鹿市	鈴鹿市	199,293	4	49,823	1.02	194.67	48.67	199,293	4,835	4	⑥	5	-1	4	49,823	1.02	194.67	48.67	
7 名張市	名張市	80,284	2	40,142	1.27	129.76	64.88	80,284	1,948	1	②	2		2	40,142	1.27	129.76	64.88	
8 尾鷲市・北牟婁郡	尾鷲市	20,033				193.16		20,033								193.16			
	紀北町	18,611				257.01		18,611								257.01			
	計	38,644	2	19,322	2.64	450.17	225.09	38,644	0.938	0	③	1		1	38,644	1.32	450.17	450.17	
9 亀山市	亀山市	51,023	1	51,023	—	190.91	190.91	51,023	1,238	1		1		1	51,023	—	190.91	190.91	
10 烏羽市・志摩市	鳥羽市	21,435	1	21,435	2.38	107.99	107.99	21,435								107.99			
	志摩市	54,694	2	27,347	1.87	179.72	89.86	54,694								179.72			
	計								76,129	1,847	1	⑤	2		2	38,065	1.34	287.71	143.86
11 熊野市・南牟婁郡	熊野市	19,662				373.63		19,662								373.63			
	御浜町	9,376				88.28		9,376								88.28			
	紀宝町	11,896				79.66		11,896								79.66			
	計	40,934	2	20,467	2.49	541.57	270.785	40,934	0.993	0	①	1		1	40,934	1.25	541.57	541.57	
12 いなべ市・員弁郡	いなべ市	45,684				219.58		45,684								219.58			
	東員町	25,661				22.66		25,661								22.66			
	計	71,345	2	35,673	1.43	242.24	121.12	71,345	1,731	1	⑦	2		2	35,673	1.43	242.24	121.12	
13 伊賀市	伊賀市	97,207	3	32,402	1.575	558.17	186.06	97,207	2,358	2		2	+1	3	32,402	1.57	558.17	186.06	
14 三重郡	菰野町	39,978				106.89		39,978								106.89			
	朝日町	9,626				5.99		9,626								5.99			
	川越町	14,003				8.71		14,003								8.71			
	計	63,607	2	31,804	1.60	121.59	60.80	63,607	1,543	1	⑨	2		2	31,804	1.60	121.59	60.80	
15 多気郡	多気町	15,438				103.17		15,438								103.17			
	明和町	22,833				40.92		22,833								40.92			
	大台町	10,416				362.94		10,416								362.94			
	計	48,687	2	24,344	2.096	507.03	253.52	48,687	1,181	1		1		1	48,687	1.048	507.03	507.03	
16 度会郡	玉城町	15,297				40.94		15,297								40.94			
	度会町	8,692				134.97		8,692								134.97			
	大紀町	9,846				233.54		9,846								233.54			
	南伊勢町	14,791				242.98		14,791								242.98			
	計	48,626	2	24,313	2.099	652.43	326.22	48,626	1,180	1		1		1	48,626	1.049	652.43	652.43	
	計			1,854,724	51		5,777.22		1,854,724	45	36		45		45		5,777.22		
議員一人当たり人口						36,367									41,216				
同上の1/2の人口						18,184									20,608				
人口/定数 の差						亀山市 51,023	尾鷲市・北牟婁郡 19,322	2.64							亀山市 51,023	三重郡 31,804	1.60		